

平成 27 年 12 月 18 日

総 務 大 臣
山 本 早 苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

平成 27 年 10 月 30 日付け諮問第 3077 号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

「接続料規則等の一部を改正する省令案」に対する意見及びその考え方

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見1 IP-LRICモデルの採用を見据えた課題解決に向けて議論を進展すべき。</p> <p>平成27年度に適用されている長期増分費用(以下、「LRIC」といいます。)方式に基づく接続料は、通信量の大幅な減少等に伴い、GC接続については5.78円/3分(前年度比+7.2%)、IC接続については7.22円/3分(前年度比+5.6%)と大幅に上昇しています。通信量の減少傾向は、今後より加速していくと想定され、平成28年度以降の接続料は更に大幅に上昇することも大いに考えられます。</p> <p>この度、接続料規則等の一部を改正する省令により、現行のPSTNベースのいわゆる7次LRICモデルが導入されることとなりますが、IP網への移行が進む現状において、現行のPSTNベースのLRICモデルは、「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な技術や設備を採用する」というLRICの趣旨に沿っているとは言えず、弊社等が提案していたIP-LRICモデルこそがその趣旨に合致したものであると考えます。平成27年1月の「長期増分費用モデル研究会」報告書(以下、「LRIC研究会報告書」といいます。)において、IP-LRICモデルに関する課題は明確になったため、採用を見据えた課題解決に向け議論を進展させるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>考え方1</p> <p>○ 平成27年9月14日付情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」(以下「答申」という。)に示されたとおり、引き続き接続料算定に長期増分費用方式を適用する場合には、IPモデルの適用可能性について、別途検討を行うことが適当である。</p>	なし
<p>意見2 光ケーブルの経済的耐用年数の見直しについて賛同。</p> <p>本省令改正案に賛同します。光ケーブルの経済的耐用年数が7年ぶりに見直された結果、架空ケーブル及び地下ケーブルの経済的耐用年数が約2.5年延び、実態に即した経済的耐用年数に近づいたと考えています。</p> <p>今後、より実態に即した光ケーブルの経済的耐用年数とするために、経済的耐用年数の適用方法(調査方法や更新頻度等)について議論を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>考え方2</p> <p>○ 賛同の御意見として承る。</p>	なし

意見3 災害対策に係るコストの妥当性の検証について	考え方3	
<p>東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT東西殿」といいます。）が実施している災害対策に係るコストに関しては、LRIC研究会報告書において、その対策が、「既にモデルに反映されている対策項目、実施内容及び対象範囲の考え方と整合するものであれば、毎年の入力値見直しの一環としてモデルに反映することが適当」とされた上で、入力値募集の際に、WGメンバーに対し、「加えるべき災害対策の必要性、実施内容及び費用について具体的に提示」することで、モデルの考え方との整合性を検証することが適当と整理されています。</p> <p>しかしながら、今回WGメンバーに開示された災害対策については、対策内容の概要及び投資額の概算は開示されているものの、工法や規模等の詳細が開示されていません。本災害対策についても、LRICモデルの入力値である以上、NTT東西殿の災害対策内容、投資金額の妥当性（現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を採用していること）を検証することが必要であり、WGメンバーによって検証が可能なレベルまで具体的に対策内容を開示すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から提出された災害対策コストは、平成27年1月「長期増分費用モデル研究会報告書」に基づき、既にモデルに反映されている対策項目、実施内容及び対象範囲の考え方と整合するものであることが確認されたものである。</p> <p>災害対策コストの検証の方法については、適切な検証が行われるよう、長期増分費用モデル研究会において検討されることが適当である。</p>	なし
意見4 き線点RT-GC間伝送路コストは接続料原価から控除すべき。	考え方4	
<p>ユニバーサルサービス料の番号単価は、8円から2円にまで低廉化しており、き線点RT-GC間伝送路コストが接続料原価に加算された当時と全く逆の環境にあります。したがって、NTSコストであるき線点RT-GC間伝送路コストは、原則通り接続料原価から控除し、その他のNTSコストと同様に、基本料の費用範囲の中で回収するようにすべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 答申に示されたとおり、き線点RT-GC間伝送路コストを基本料の費用範囲ではなく接続料原価としている点については、ユニバーサルサービス制度に係る事業者負担の利用者への転嫁の抑制を図る観点から補てん対象額の算定方法を当分の間変更することとされたことに起因するものであり、引き続き従量制接続料の原価に参入することはやむを得ないが、き線点RT-GC間伝送路コストの在り方については、別途検討を行うことが適当である。</p>	なし
意見5 光サービスの勧誘について監督官庁としてどう思うか。	考え方5	
<p>本年7月電話でNTT光よりも早くて安い光ギガの勧誘があった。NTTとの手続きもすべてするとのことだったので承諾し、8月2日に切替た。</p>	<p>○ 本意見募集の対象外と考えられるため、総務省において参考とすることが適当である。</p>	なし

ところが、9月に来た請求書を見ると8+月分より高くスピートも特に早くない。そのため、元に戻そうとしたら違約金が必要とのことだったので諦めた。このことはNTTも知っていたはずで、なんだか詐欺にあったようだ。

さて、11月になりプロパイダ会社から8月以降の請求書がきて、状況を説明し考慮要望したが認めてもらえなかった。（従来はNTT経由で支払っていた。光ギガ側の手続きがされてなかったため、今になって8月分の請求が来た。このような被害は私だけではない筈。考えれば電話での勧誘が間違いだった。）監督官庁として、このことをどう思いますか？改善指導願いたい。

【個人】